

三重県被災宅地危険度判定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害（以下「大地震等」という。）により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を防止し、又は軽減し、もって住民の安全の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 宅地 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第1号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び被災宅地危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。
- 二 被災宅地危険度判定 二次災害の発生若しくは被害の拡大を防止し、又は被害を軽減するため、宅地判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。
- 三 被災宅地危険度判定実施本部 被災宅地危険度判定を実施するために、被災した市町の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 四 被災宅地危険度判定支援本部 被災した市町の実施する危険度判定活動を支援するために、県の災害対策本部に設置する組織をいう。
- 五 宅地判定士 被災宅地危険度判定を実施する能力を有する者として、三重県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（以下「認定登録要綱」という。）に基づき三重県被災宅地危険度判定士名簿（以下「宅地判定士名簿」という。）に登載した者をいう。
- 六 被災宅地危険度判定連絡協議会 都道府県相互の支援等に関して事前に都道府県間の調整を行い被災宅地危険度判定の実施体制の整備を図るために設置された組織をいう。
- 七 三重県建築物震後対策推進協議会 被災宅地危険度判定制度の適切な運用と県及び市町相互の支援等に関してあらかじめ調整を行うことはもとより、建築物の震後対策について会員相互の連携を図ることにより、被災時における県民生活の安定に資するために設置された組織をいう。

(県の事前準備)

第3条 知事は、被災宅地危険度判定の実施に関する事項について、三重県建築物震後対策推進協議会及び関係団体等と協議し、調整に努める。

- 2 知事は、市町長の協力を得て、被災宅地危険度判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努める。
- 3 知事は、認定登録要綱に基づき宅地判定士の認定登録及び更新に関する事務を行う。
- 4 知事は、国、他の都道府県及び関係団体等と連携して、被災宅地危険度判定の円滑な実施のための体制の整備を行う。
- 5 知事は、被災宅地危険度判定制度について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

(市町の事前準備)

第4条 市町長は、被災宅地危険度判定の実施に関する事項について、県または三重県建築物震後対策推進協議会と協議し、調整に努める。

- 2 市町長は、被災宅地危険度判定の円滑な実施のため、体制の整備を行う。
- 3 市町長は、被災宅地危険度判定制度について、住民に周知させるため必要な措置を講じる。

(宅地判定士の事前準備)

第5条 宅地判定士は、常に被災宅地危険度判定に関する知識の習熟に努める。

- 2 宅地判定士は、被災宅地危険度判定の円滑な実施のため、県及び市町が行う体制整備に協力するよう努める。

(危険度判定の責任体制等)

第6条 この要綱による被災宅地危険度判定は、被災した市町の長が行うものとする。

- 2 宅地判定士の派遣を要請した市町長は、当該宅地判定士が実施する被災宅地危険度判定及びその実施に伴い生ずる責任を負い、原則として、その実施に係る経費を負担するものとする。

(危険度判定の実施)

第7条 市町長は、大地震等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災し、被災宅地危険度判定を要すると認めるときは、被災宅地危険度判定の実施を決定する。

- 2 市町長は、被災宅地危険度判定の実施を決定した場合は、被災宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
- 3 市町長は、被災宅地危険度判定の実施のための支援を知事に要請することができる。
- 4 知事は、市町長から支援要請を受けた場合は、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講じる。
- 5 市町長は、宅地判定士の協力のもとに、被災宅地危険度判定を実施する。
- 6 被災の規模等により市町が被災宅地危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事は、被災宅地危険度判定の実施に関し必要な措置を講じる。

(判定結果の表示等)

第8条 市町長は、二次災害を防止し、又は軽減するために、被災宅地危険度判定の結果を当該宅地に表示する等、必要な措置を講じる。

- 2 前項の規定による被災宅地危険度判定結果の表示は、被災宅地危険度判定連絡協議会の定める手引きによる。

(他の都道府県等に対する支援等)

第9条 知事は、被災した市町の長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認めるときは、必要に応じて、国土交通省又は他の都道府県知事に対し被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請することができる。

- 2 知事は、国土交通省又は他の都道府県知事から被災宅地危険度判定の実施のための支援要請があった場合は宅地判定士の派遣等の支援措置を講じる。

(資機材の調達及び備蓄)

第10条 県、市町及び関係団体等は、被災宅地危険度判定用機材の調達及び備蓄に努める。

(宅地判定士名簿)

第11条 知事は、宅地判定士名簿を調製し、保管する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。